

紫波町  
下水道業務継続計画  
＜公表編＞

制 定 平成27年3月17日  
第15回改定 令和8年4月1日

## 目次

1	下水道BCPの趣旨と基本方針	
1.1	下水道BCPの策定趣旨	1
1.2	基本方針	1
1.3	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1.4	下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2	非常時対応と基礎事項の整理	
2.1	災害発生時の業務継続戦略 総括表	4
2.2	対応拠点と非常参集	5
2.3	下水道BCP発動時の対応体制・業務内容	6
2.3.1	下水道BCP発動時の業務の流れ	7
2.4	代替対応拠点の概要と参集者	10
2.5	避難誘導・安否確認	
2.5.1	避難誘導方法	11
2.5.2	安否確認方法	11
2.5.3	職員リスト	12
2.6	被害状況の把握(チェックリスト)	13
2.7	災害発生直後の連絡先リスト	
2.7.1	国、県、関連行政部局等	14
2.7.2	民間企業等	15
2.8	保有資機材、調達先	17
3	非常時対応計画	
3.1	勤務時間内に想定地震が発生した場合	18
3.2	夜間休日(勤務時間外)に想定地震が発生した場合	21
3.3	勤務時間内に想定水害が発生した場合	24
3.4	夜間休日(勤務時間外)に想定水害が発生した場合	25
3.5	降灰が発生した場合	27
3.6	降灰被害が発生した場合の行動内容	27
4	事前対策計画	
4.1	実施時期の予定一覧	28
4.2	実施時期未定の一覧	31

5	訓練・維持改善計画	
5.1	訓練計画	32
5.2	維持管理計画	
5.2.1	下水道BCPの定期的な点検項目	33
5.2.2	下水道BCP責任者による総画的な点検項目	34
5.2.3	職員及び重要関係先への定期的周知	35
6	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	
6.1	地震規模の設定と被害想定	
6.1.1	地震規模の設定	36
6.1.2	下水道施設の耐震化状況	37
6.1.3	重要情報の保管及びバックアップの現状	40
6.1.4	被害想定	41
6.2	優先実施業務の選定と対応の目標時間	
6.2.1	優先実施業務の候補と影響度整理票	53
6.2.2	優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理票	55
6.3	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表	57



下水道業務継続計画<本部編>の新規策定・改定 記録一覧

版数	策定・改定年月日	制定・改定の内容	承認者	担当部署
初版	平成 27 年 3 月 17 日	新規策定	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 1 回 改定	平成 27 年 5 月 7 日	4 月 1 日付人事異動及び 5 月 7 日付庁舎移転に伴う改定	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 2 回 改定	平成 28 年 3 月 7 日	完全版策定	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 3 回 改定	平成 28 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 4 回 改定	平成 29 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 5 回 改定	平成 29 年 6 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 6 回 改定	平成 31 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 7 回 改定	令和 2 年 4 月 1 日	改定 震災対策追加及び職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 8 回 改定	令和 3 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 9 回 改定	令和 4 年 1 月 17 日	改定 水害対策追加	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 10 回 改定	令和 4 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 11 回 改定	令和 5 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 12 回 改定	令和 5 年 6 月 28 日	改定 降灰対策追加	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 13 回 改定	令和 6 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )

第 14 回 改定	令和 7 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )
第 15 回 改定	令和 8 年 4 月 1 日	改定 職員の異動による	建設部長	建設部下水道課 (BCP 担当者 )

## 目次

1	下水道BCPの趣旨と基本方針	
1.1	下水道BCPの策定趣旨	1
1.2	基本方針	1
1.3	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1
1.4	下水道BCPの策定体制と運用体制	2
2	非常時対応と基礎事項の整理	
2.1	災害発生時の業務継続戦略 総括表	4
2.2	対応拠点と非常参集	5
2.3	下水道BCP発動時の対応体制・業務内容	6
2.3.1	下水道BCP発動時の業務の流れ	7
2.4	代替対応拠点の概要と参集者	10
2.5	避難誘導・安否確認	
2.5.1	避難誘導方法	11
2.5.2	安否確認方法	11
2.5.3	職員リスト	12
2.6	被害状況の把握(チェックリスト)	13
2.7	災害発生直後の連絡先リスト	
2.7.1	国、県、関連行政部局等	14
2.7.2	民間企業等	15
2.8	保有資機材、調達先	17
3	非常時対応計画	
3.1	勤務時間内に想定地震が発生した場合	18
3.2	夜間休日(勤務時間外)に想定地震が発生した場合	21
3.3	勤務時間内に想定水害が発生した場合	24
3.4	夜間休日(勤務時間外)に想定水害が発生した場合	25
3.5	降灰が発生した場合	27
3.6	降灰被害が発生した場合の行動内容	27
4	事前対策計画	
4.1	実施時期の予定一覧	28
4.2	実施時期未定の一覧	31
5	訓練・維持改善計画	
5.1	訓練計画	32
5.2	維持管理計画	
5.2.1	下水道BCPの定期的な点検項目	33
5.2.2	下水道BCP責任者による総画的な点検項目	34
5.2.3	職員及び重要関係先への定期的周知	35
6	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	
6.1	地震規模の設定と被害想定	
6.1.1	地震規模の設定	36
6.1.2	下水道施設の耐震化状況	37
6.1.3	重要情報の保管及びバックアップの現状	40
6.1.4	被害想定	41
6.2	優先実施業務の選定と対応の目標時間	
6.2.1	優先実施業務の候補と影響度整理票	53
6.2.2	優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理票	55
6.3	優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表	57

## 1 下水道BCPの趣旨と基本方針

### 1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするための策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道業務継続計画」（以下「下水道BCP）」というは、下水道施設が町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そのことを踏まえ、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

### 1.2 基本方針の策定趣旨

- (1) 紫波町民、職員、関係者の安全確保  
災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。
- (2) 下水道事業の責務遂行  
町民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。
- (3) 対象事象  
大規模災害（地震や水害等）及び大規模噴火時の降灰（以下、「降灰」という。）を対象として策定する。

### 1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

紫波町建設部下水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

大規模災害（地震、水害）後に確保すべき下水道機能

- ① トイレ機能の確保
- ② 公衆衛生の保全
- ③ 浸水被害の防除
- ④ 交通障害の発生防止による応急対策活動の確保

#### 1.4 下水道BCPの策定体制とする運用体制と運用

※ 異動等により部署・氏名の変更は随時あり

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。(災害時の体制は2.3参照)

##### (1) 下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定</li> <li>・町長への報告</li> <li>・関連行政部局や民間企業等との調整の統括</li> </ul>
実務責任者（本部）	整備促進主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道BCPの策定及び運用の実施統括（主に本部編）</li> <li>・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認</li> </ul>
実務責任者（処理場）	下水道施設係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道BCPの策定及び運用の実施統括（主に処理場編）</li> <li>・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認</li> </ul>
下水道事業担当者	下水道課 下水道経営係長、同係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道BCP策定事務局</li> <li>・実務責任者の補佐</li> <li>・県との調整</li> </ul>
	同課 下水道施設係長、同係員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の企画及び実施</li> <li>・台帳、資機材等の整備</li> </ul>

(2) 関連行政担当課及び民間企業等

区 分	部署・氏名	役 割
財政課	庁舎管理実務責任者：財政課長	・庁舎の耐震化状況の提出等
土木課	道路管理実務責任者：土木課長	・道路部局への連絡先リストの提出等
上水道部門	水道管理実務責任者：岩手中部水道企業団	・水道部局への連絡先リストの提出等
(株)ウォーターエージェンシー	紫波浄化センター：総括責任者	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等
紫波町建設業連絡協議会	会 長：(株)トミオカ 事務局	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等
紫波町排水設備工事指定店	民間 120 社	・宅内排水設備の修繕等
緊急時業務支援業者(管路対応)	(公)日本下水道管路管理業協会	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等
緊急時業務支援業者(停電対応)	岡崎建設(株)、紫波建設(株)、平野機工(株)	・協力人員や、提供可能な資機材リストの提出等
緊急時業務支援業者(停電対応)	(株)レンタルのニッケン盛岡営業所 (株)アケイト花巻営業所	・提供可能な資機材リストの提出等
緊急時業務支援業者(電子データ対応)	(株)タックエンジニアリング	・協力人員や、データリストの提出等
清掃業者(産廃事業者)	(株)東北ターボ工業	・汚水の汲み取り運搬
災害時等施設復旧支援業者 (紫波浄化センター)	水 ing エンジニアリング (株) 東北支社	・被災時等における機器類の早期復旧
緊急時業務支援業者 (下川原ポンプ場)	(株)ミゾタ仙台支店	・緊急時、災害時における機能維持管理
緊急時点検 (大坪川分水工自動除塵機)	(株)日立プラントサービス東北支店	・緊急時における機器点検

## 2 非常時対応の基礎的事項の整理

### 2.1 災害発生時の業務継続戦略総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	1. 震度 5 弱以上の地震が紫波町内で観測された場合には自動的に全職員は自動参集し、初動対応を開始する。		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道対策本部を設置。本部長は下水道課長、副本部長は整備促進主幹とする。</li> <li>・ 処理場は(株)ウォーターエージェンシーが処理場班を設置。班長は所長とする。</li> <li>・ 班編成： 総務班、情報・調査班、処理場班を置く。</li> </ul>		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道課内に下水道対策本部を置く。</li> <li>・ 同課が使用できない場合、紫波浄化センター内会議室に代替対応拠点を置く。</li> </ul>		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 下水道対策本部及び処理場班の立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、下水道対策本部、処理場班を立上げる。	勤務時間内の対策部立上げは発災直後とする。夜間休日の対策部立ち上げは、発災後 3 時間までに完了する。
	2. 職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認を行う。	勤務時間内の場合は、対策部立上げ直後とする。夜間休日の場合は、発災後 3 時間までに完了する。
	3. 処理場との連絡調整	処理場の参集人員や被害状況の把握。	勤務時間内の場合は、2 時間後までに完了。夜間休日の場合は、6 時間後までに完了。
	4. 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。	勤務時間内の場合は、6 時間後までに完了。夜間休日の場合は、12 時間後までに完了。
5. 緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。	3 日後までに完了。	

	6. 情報発信（第1報）	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について第1報を災害対策本部へ報告。	勤務時間内の場合は、3時間後までに完了。 夜間休日の場合は、6時間後までに完了。
	7. 浸水対策 （降雨が予想される場合）	排水ポンプ、排水ポンプ車等の手配を行う。	発災から6時間後までに完了。 放流先の水位によるが3日以内で完了。 被害がある場合適宜に実施。
	8. 支援要請	都道府県等へ支援要請を行う。	必要に応じ適時行う。

## 2.2 対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	本部：下水道対策部（本部編） 処理場：紫波浄化センター（処理場編）
2. 下水道対策本部の要員	対策本部長：下水道課長 対策副本部長：整備促進主幹 処理場班長：(株)ウォーターエージェンシー所長 総括班長：下水道経営係長 情報班長：下水道経営係長 調査班長：下水道施設係長 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 （重要関係先からの連絡手段）	本部：紫波町建設部下水道課（※施設・設備が使用できない場合には、代替対応拠点に移る。） 所在地：紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1 電話（代表）019-672-2111 F A X 019-672-2311 電子メール <a href="mailto:gesuido@town.shiwa.iwate.jp">gesuido@town.shiwa.iwate.jp</a> （直通）019-672-6878 or 019-672-6890  処理場：紫波浄化センター事務室 所在地：紫波町南日詰字宮崎5番地2 電話 019-676-6062 F A X 019-676-3031

4. 下水道対策本部内及び周辺に備える設備	防災無線：4台（携帯用） パソコン：17台、プリンター：1台、コピー機(複合)：1台 テレビ：1台、ラジオ：1台 公用車：3台（内1台防災無線搭載）
5. 代用拠点に備える設備	パソコン：3台、プリンター：2台、コピー機(複合)：1台 ホワイトボード：1台、テレビ：1台、ラジオ：1台
6. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、 <b>2.1</b> の発動基準により自動的に下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に1時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。

### 2.3 下水道BCP発動時の対応体制・業務内容

体 制		業 務 内 容
下水道対策本部	対策本部長 下水道課長 対策副本部長 整備促進主幹	1 全体総括 2 意思決定 3 町長への報告 4 関連行政部局や民間企業等との調整統括
総務班	総務班長 下水道経営係長	1 対策本部の運営 2 管路と施設の被害状況及び対応状況の取りまとめ 3 岩手県及び他市町村、関係機関等への応援要請
情報班	情報班長 下水道経営係主任 所属員 主任	1 情報収集、記録 2 被害に係る相談、問い合わせの対応 3 町民への広報活動
調査班	調査班長 下水道施設係長 所属員 主査 技師 行政事務員	1 管路と施設の被害調査 2 管路と施設の応急復旧活動 3 応急復旧資機材の調達

処 理 場 班	処理場班長 紫波浄化センター所長  ※管理運営等業務受託者(株)ウォーターエージェンシー対応	1 紫波浄化センターの被害調査、対策本部への報告 2 紫波浄化センターの応急復旧活動 3 応急復旧資機材の調達 4 必要人員の確保及び手配 5 施設運転に必要な燃料、薬剤等の調達
---------	--	---

### 2.3.1 下水道BCP発動時の業務の流れ

体制	業 務 内 容	1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	12 時間 以内	1 日 以内	3 日 以 内	14 日 以内	14 日 以降	備 考
総務班	対策本部運営	対策本部立上げは1時間以内を目標								
	被害及び対応状況取りまとめ	対策本部立上後に県に被害の第1報								
	災害対策本部との調整	災害対策本部への報告時刻を確認								
	県、他市町村、関係機関への応援要請	連絡体制の確保と他機関の状況を確認								
情報班	情報収集、記録	対他部局や住民からの被害情報を収集整理								



	応急復旧計画作成									同上
	応急復旧活動									同上
	必要人員の確保及び手配									同上
	燃料、薬剤等の調達									同上

## 2.4 代替対応拠点の概要と参集者

代替対応拠点名		紫波浄化センター会議室
平時	所在地	紫波町南日詰字宮崎5番地2
	電話番号、FAX	019-676-6062
	代替対応拠点の担当者	所長（株式会社ウォーターエージェンシー）
発災時	代替対応拠点設置の判断基準	下水道対策本部（建設部下水道課）が使用不能または使用上の支障が大きい場合。 （対策本部長又はその代理が判断）
	代替対応拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	○初動参集基準は、対応拠点が使用できないと疑われる以下のような場合。 1）震度6弱以上の地震が発生した場合。 2）本部拠点が使用できないと判断されたとき。 ○初動参集者は、全4名。 ・初動参集者は、初動参集基準の何れかが満足された場合、代替対応拠点に直接参集する。 ・対応拠点が使用可能とわかったら、本来の対応拠点へ移動する。 ○役割分担は、参集者状況確認 本部拠点状況及び経路確認
	電話、FAX、メールアドレス	電話：019-676-6062 FAX：019-676-3031 メールアドレス：gesuido@town.shiwa.iwate.jp
	携帯電話番号、携帯アドレス	代替対応拠点への初動担当者：整備促進主幹
	代替対応拠点への移動手段	・勤務時間内の場合：下水道課から公用車、 ・夜間休日の場合：各自の自宅から徒歩・自転車・タクシー・自家用車・バイク

## 2.5 避難誘導・安否確認

### 2.5.1 避難誘導方法

建物名等	紫波町役場庁舎
避難誘導責任者 〃 代理者	責任者：下水道課長 代理者：整備促進主幹
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、その場で待機する。 屋外避難が必要な場合には、庁舎北西側薬師神社まで誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、各出入口を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の庁舎北西側薬師神社に集まる。
避難先（集合場所）	庁舎北西側薬師神社

### 2.5.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：下水道課長 代理者：整備促進主幹
安否確認の担当体制	担当者：下水道経営係長
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：電話・携帯メール・携帯災害伝言板等 作業手順：電話 → 携帯メール → 携帯災害伝言板等
安否確認の発動条件	町域に震度6弱以上の地震が発生した場合・・・2号配備体制の設置基準より

### 2.5.3 職員リスト

<個人情報につき、取扱注意>

氏名	所属	下水道BCP における役割	保有資格	居住地		参集 可能時期	連絡先	
				住所	災害時 参集手段		電話	メール
	下水道課長	対策本部長						
	整備促進主幹	対策副本部長						
	下水道 経営係長	総務班 班長						
	下水道 施設係長	調査班 班長						
	主任	情報班 班長						
	主任	情報班						
	主査	総務班						
	技師	調査班						
	行政事務員	調査班						

※災害時に車両の使用が不可となることを想定しておく。

## 2.6 被害状況の把握（チェックリスト）

< ○○ 月 ○○ 日 (△) □ 時 □□ 分時点 >

分類	項目	被害	確認方法
下水道課 職員安否	死者	名 氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間内は点呼により確認。</li> <li>・夜間休日（勤務時間外）は2.5.2 安否確認方法による。</li> </ul>
	行方不明者	名 氏名	
	負傷者	名 氏名	
	参集完了者 参集可能の連絡あり	名 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて名簿（別紙）を作成。</li> </ul>
庁舎の被害	主要構造部	あり／なし 概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当の総務班が、財産管理室に確認する。</li> <li>・被害があれば、建物を使用し続けられるか建築構造の有資格者が詳しく確認する。</li> </ul>
主要設備の 被害	電力	あり／なし 概要	
	上水道	あり／なし 概要	
	トイレ・下水	あり／なし 概要	
	ガス	あり／なし 概要	
	空調設備	あり／なし 概要	
	情報・通信設備	あり／なし 概要	
	その他	あり／なし 概要	

## 2.7 災害発生直後の連絡先リスト

### 2.7.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
国・県	国土交通省 東北地方整備局建政部 都市・住宅整備課	下水道係長	電話： FAX：	被害状況の報告 (原則、岩手県から県内状況 をとりまとめの上、報告す る。)	総務班 担当者：下水道課 下水道経営係長
	岩手県県土整備部 下水環境課	異常気象待機班	電話： FAX： Mail：	被害状況の報告と支援要請の 依頼	総務班 担当者：下水道課 下水道経営係長
関連行 政部局	紫波町災害対策本部	消防防災課長	電話： FAX：	被害状況の報告	情報班 担当者：下水道課 主任 代理者：下水道課 主任
	建設部土木課	課長	電話： FAX：	被害箇所の情報共有 マンホールの浮上り等の情報 共有	情報班 担当者：下水道課 主任 代理者：下水道課 主任
その他	処理場管理者 (株)ウォーターエージェンシー	所長	電話： FAX：	処理場の被害調査の依頼	担当者：下水道課 下水道施設係長 代理者：下水道課 整備促進主幹

## 2.7.1 民間企業等

連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
平野機工(株)	代表取締役	電話： FAX： 携帯： 携帯メール：	・マンホールポンプの被害調査の依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
(株)東北ターボ工業	担当者	電話： FAX： 携帯： メール：	・管渠洗浄、汚水汲取り等応急復旧対応の依頼 ・マンホールポンプからの汚水汲取りの依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
岡崎建設(株)	担当者	電話： FAX： 携帯： 携帯メール：	・マンホールポンプの発電機運転依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
紫波建設(株)	担当者	電話： FAX： 携帯： 携帯メール：	・マンホールポンプの発電機運転依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
(株)タックエンジニアリング	担当者	電話： FAX：	・下水道台帳の出力依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
(株)レンタルのニッケン 盛岡営業所	担当者	電話： FAX： 携帯： メール：	・発電機(可搬型)、ケーブル、搭載車両調達依 頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師

	連絡先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
民間	(株)アクティオ 花巻営業所	担当者	電話： FAX： 携帯： 携帯メール：	・発電機(可搬型)、ケーブル、搭載車両調達依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
	水ingエンジニアリング (株)東北支店	担当者	電話： FAX： 携帯： メール：	・紫波浄化センターにおける機器類の早期復旧 支援依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
	(株)ミゾタ仙台支店	担当者	電話： FAX： メール：	・下川原ポンプ場設備における機能維持管理 依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師
	(株)日立プラントサ ービス東北支店	担当者	電話： FAX： メール：	・大坪川分水工除塵機における緊急点検依頼	担当者：下水道課 下水道施設 係長 代理者：下水道課 技師

## 2.8 保有資機材、調達先

### (1) 資機材の備蓄品・調達品リスト

名称	規格	保管場所と数量			調達先
		下水道課内	紫波浄化センター	紫波町土木課車庫	
バリケード	A型			10組	(株)レンタルのニッケン盛岡営業所
マーカーライト				6個	(株)アケイ花巻営業所
セーフティーコーン				10本	紫波町建設業連絡協議会
管内ライト及びミラー		2組(公用車車載)			
マンホールキー		7本 (内2本公用車車載)			
作業用器具資機材	スコップ	4本(公用車車載)			
公用車等燃料	ガソリン				岩手県石油商業協同組合盛岡支部
機械設備燃料	A重油		3800ℓ		
自家用発電機燃料	軽油				(株)トミオカ

### (2) 調達先のリスト

調達先	連絡先担当者 及び代理者	連絡手段・連絡先	調達する資機材	当方担当者及び代理者
紫波町建設業連絡協議会	支部長：(株)トミオカ	事務局 電話： FAX：	土木資機材一式	担当者：下水道課 整備促進主幹
岩手県石油商業協同組合 盛岡支部			公用車等燃料	担当者：消防防災課消防防災係
(株)トミオカ	代表取締役	電話： FAX：	自家用発電機燃料	担当者：下水道課 下水道施設係長

### 3 非常時対応計画

#### 3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<b>来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。</li> <li>目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。</li> <li>屋外避難が必要ない場合、その場で待機。</li> </ul>	2. 5. 1 避難誘導方法
直後	<b>在庁職員の安否確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。</li> </ul>	2. 5. 3 職員リスト
直後	<b>安否連絡（不在職員等）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。</li> </ul>	2. 5. 2 安否確認方法
～1時間	<b>災害対応拠点の安全点検</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。</li> <li>災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。</li> </ul>	2. 6 被害状況の把握 (チェックリスト)
～1時間	<b>下水道対策部立上げ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道対策部の立上げ。</li> </ul>	2. 2 対応拠点と非常参集
～1 2時間	<b>データ類の保護</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。</li> <li>データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を㈱タックエンジニアリングに依頼。</li> </ul>	2. 7 災害発生直後の連絡先リスト
～2時間	<b>不在職員等の要員把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。</li> </ul>	2. 5. 2 安否確認方法 2. 5. 3 職員リスト
～3時間	<b>災害対策本部への初動連絡</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。</li> </ul>	2. 7 災害発生直後の連絡先リスト
～2時間	<b>処理場との連絡調整（発災直後）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理場の職員等の安否、施設被害概要を把握。</li> </ul>	
～3時間	<b>降雨予報の確認（以降、随時実施）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の降雨予報を確認。</li> </ul>	
～6時間	<b>関連行政部局との連絡調整（1）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連行政部局（上水道・道路担当課等）との協力体制の確認。</li> <li>管理施設が近接している関連行政部局（上水道・道路担当課等）との共同点検調査の実施方針を検討。</li> </ul>	2. 7 災害発生直後の連絡先リスト

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～ 1 2 時間	<b>処理場との連絡調整 (当日)</b> ・ 処理場施設の被害状況を確認。	
～ 1 2 時間	<b>県への被害状況等を連絡</b> ・ 県 (下水道) へ被害状況等を連絡。	
～ 1 2 時間	<b>被害状況等の情報収集と情報発信 (以降、随時実施)</b> ・ 他部所からの連絡、住民からの通報等による被害情報 (下水道施設、溢水状況) を収集整理。 ・ 被災状況/復旧見通しに関する情報を災害対策本部へ伝達。 ・ 住民からの問い合わせに個別対応。	
1 2 時間 ～ 1 日	<b>緊急点検</b> ・ 調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・ 調査用具、調査チェックリストを準備。 ・ 人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～ 1 日	<b>ライフラインの復旧見込みの確認</b> ・ ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
1 2 時間～ 1 日	<b>民間企業等との連絡確保</b> ・ 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～ 1 日	<b>支援要請 (当日)</b> ・ 被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・ 支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容 (人/物) 等を県に連絡。 ・ 受入場所 (作業スペース・保管場所) を確保。	
～ 3 日	<b>関連行政部局との連絡調整 (2)</b> ・ 緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、岩手中部水道企業団 (上水道)、道路担当課等と協議。	
～ 3 日	<b>処理場との連絡調整 (2日目以降)</b> ・ 処理場からの調査報告を受け対策を検討。 ・ 処理場の被災状況に応じ、企業等に協力を要請。	
～ 2 日	<b>緊急調査</b> ・ 重要な幹線等の目視調査を実施。	
～ 3 日	<b>汚水溢水の解消</b> ・ 汚水溢水箇所の確認。 ・ 緊急協定に基づき調達した発電機、吸引車により溢水解消。 ・ 作業人員が不足している場合には、(株)岡崎建設、(株)紫波建設に作業要員等を要請。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～ 3 日	<b>支援要請（3日目以降の業務に対する内容）</b> ・ 要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。	
3 日～	<b>個別住民への対応</b> ・ 排水設備の修理業者の紹介。	
1 4 日～	<b>災害復旧事業の確認</b> ・ 被災箇所を災害査定申請するか、県下水環境課と町財政課との調整。	

### 3.2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<b>職員の安否連絡</b> ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。	2.5.2 安否確認方法
直後	<b>自動参集</b> ・震度をラジオ等で確認し、下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集。 ・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当っては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。	2.4 代替対応拠点の概要と参集者
～6時間	<b>災害対応拠点の安全点検</b> ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。	2.6 被害状況の把握 (チェックリスト)
～3時間	<b>下水道対策本部立上げ</b> ・下水道対策本部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～48時間	<b>データ類の保護</b> ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を㈱タックエンジニアリングに依頼。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～9時間	<b>不在職員等の要員把握</b> ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	
～9時間	<b>災害対策本部への初動連絡</b> ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	<b>処理場との連絡調整（発災直後）</b> ・処理場の職員等の安否、施設被害概要を把握。	

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～9 時間	<b>降雨予報の確認（以降、随時実施）</b> ・今後の降雨予報を確認。	
～12 時間	<b>関連行政部局との連絡調整（1）</b> ・関連行政部局（岩手中部水道企業団・道路担当課等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局（岩手中部水道企業団・道路担当課等）との共同点検調査の実施方針を検討。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～12 時間	<b>処理場との連絡調整（当日）</b> ・処理場施設の被害状況を確認。	
～12 時間	<b>県への被害状況等を連絡</b> ・県（下水道）へ被害状況等を連絡。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～12 時間	<b>被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施）</b> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・被災状況／復旧見通しに関する情報を災害対策本部へ伝達。 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）。	
18 時間 ～1 日	<b>緊急点検</b> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2 日	<b>ライフラインの復旧見込みの確認</b> ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。	
～2 日	<b>民間企業等との連絡確保</b> ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～2 日	<b>支援要請（当日）</b> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を県に連絡。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。	
～4 日	<b>関連行政部局との連絡調整（2）</b> ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、上水道、道路担当課等と協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

時間 (※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～ 4 日	<b>処理場との連絡調整（2日目以降）</b> ・ 処理場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。 ・ 処理場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	
2 日 ～ 4 日	<b>緊急調査</b> ・ 重要な幹線等の目視調査を実施。	
2 日 ～ 4 日	<b>汚水溢水の解消</b> ・ 汚水溢水箇所の確認。 ・ 緊急協定に基づき調達した発電機、吸引車により溢水解消。 ・ 作業人員が不足している場合には、(株)岡崎建設、(株)紫波建設に作業要員等を要請。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～ 4 日	<b>支援要請（3日目以降の業務に対する内容）</b> ・ 要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・ 受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。	
4 日～	<b>個別住民への対応</b> ・ 排水設備の修理業者の紹介。	
1 4 日～	<b>災害復旧事業の確認</b> ・ 被災箇所を災害査定申請するか、県下水環境課と町企画課との調整。	

### 3.3 勤務時間内に想定浸水が発生した場合

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～1時間	<b>災害対応拠点の安全点検</b> ・担当班は、災害対応拠点の状況を確認、報告。 ・対処可能な処理を開始、付近の排水経路を監視と処理。	2.6 被害状況の把握(チェックリスト)
～1時間	<b>下水道対策部立上げ</b> ・下水道対策部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～2時間	<b>災害対策本部への初動連絡</b> ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。 ・把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	<b>降雨予報の確認(以降、随時実施)</b> ・今後の降雨予報を確認。	
～6時間	<b>関連行政部局との連絡調整</b> ・関連行政部局(道路担当課等)との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局(上水道・道路担当課等)との共同点検調査の実施方針を検討。 ・浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

#### 1. 北上川水位が1.7m又は大坪川水位が1.5mに達した場合

北上川水位が1.7m又は大坪川水位が1.5mに達した場合、現場班長の指示により、現場班は下川原ポンプ場に待機。

保全運転、沈砂池水没警報が出た場合は現場班長に連絡し設備保全運転を行う。

#### 2. 大坪川水位が1.7mを越えそうな場合

下川原ポンプ場の運転モードを「豪雨時」に切り替える。2号ポンプもしくは3号ポンプを手動運転させ、大坪川2号幹線の水位を下げて大雨に備える。

#### 3. 北上川水位が2.4m又は大坪川水位が2.6mに達した場合

下川原ポンプ場の運転を開始し、災害警戒本部に連絡する。

現場班長の指示により連絡班は事務所に待機し、連絡調整及び現場班の応援を行う。

北上川水位が2.4mに達した場合は岩手工事事務所盛岡出張所に連絡する。

岩手県河川国道事務所盛岡出張所 TEL 019-636-0368・0444

#### 4. 事務所待機者の業務

課長、現場班長、連絡班は初動から作業終了後までの行動及び各処理場、ポンプ場の状態を時系列で整理するとともに、北上川の水位とダム放流量及び降雨量の推移を整理する。

下川原ポンプ場が長時間運転となる場合、A重油の補給、しさ上げ作業員の増員、夜間運転に伴う投光器、分土工の土嚢設置指示等を各現場班と連絡をとりながら把握するとともに、必要な場合は緊急協定に基づき機材供給や人員確保を図る。

### 3.4 夜間休日（勤務時間外）に想定浸水が発生した場合

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	<b>在庁職員の確認、不在職員等の要員把握</b> ・責任者が在庁職員を確認。 ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2.5.3 職員リスト
～1時間	<b>災害対応拠点の安全点検</b> ・担当班は、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。	2.6 被害状況の把握 (チェックリスト)
～1時間	<b>下水道対策部立上げ</b> ・下水道対策部の立上げ。	2.2 対応拠点と非常参集
～2時間	<b>災害対策本部への初動連絡</b> ・災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。 ・把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	<b>降雨予報の確認（以降、随時実施）</b> ・今後の降雨予報を確認。	
～6時間	<b>関連行政部局との連絡調整</b> ・関連行政部局（道路担当課等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局（上水道・道路担当課等）との共同点検調査の実施方針を検討。 ・浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。	2.7 災害発生直後の連絡先リスト

#### 1. 北上川水位が1.7m又は大坪川水位が1.5mに達した場合

北上川水位が1.7m又は大坪川水位が1.5mに達した場合、現場班長の指示により、現場班は下川原ポンプ場に待機。  
 保全運転、沈砂池水没警報が出た場合は現場班長に連絡し設備保全運転を行う。

#### 2. 大坪川水位が1.7mを越えそうな場合

下川原ポンプ場の運転モードを「豪雨時」に切り替える。2号ポンプもしくは3号ポンプを手動運転させ、大坪川2号幹線の水位を下げて大雨に備える。

#### 3. 北上川水位が2.4m又は大坪川水位が2.6mに達した場合

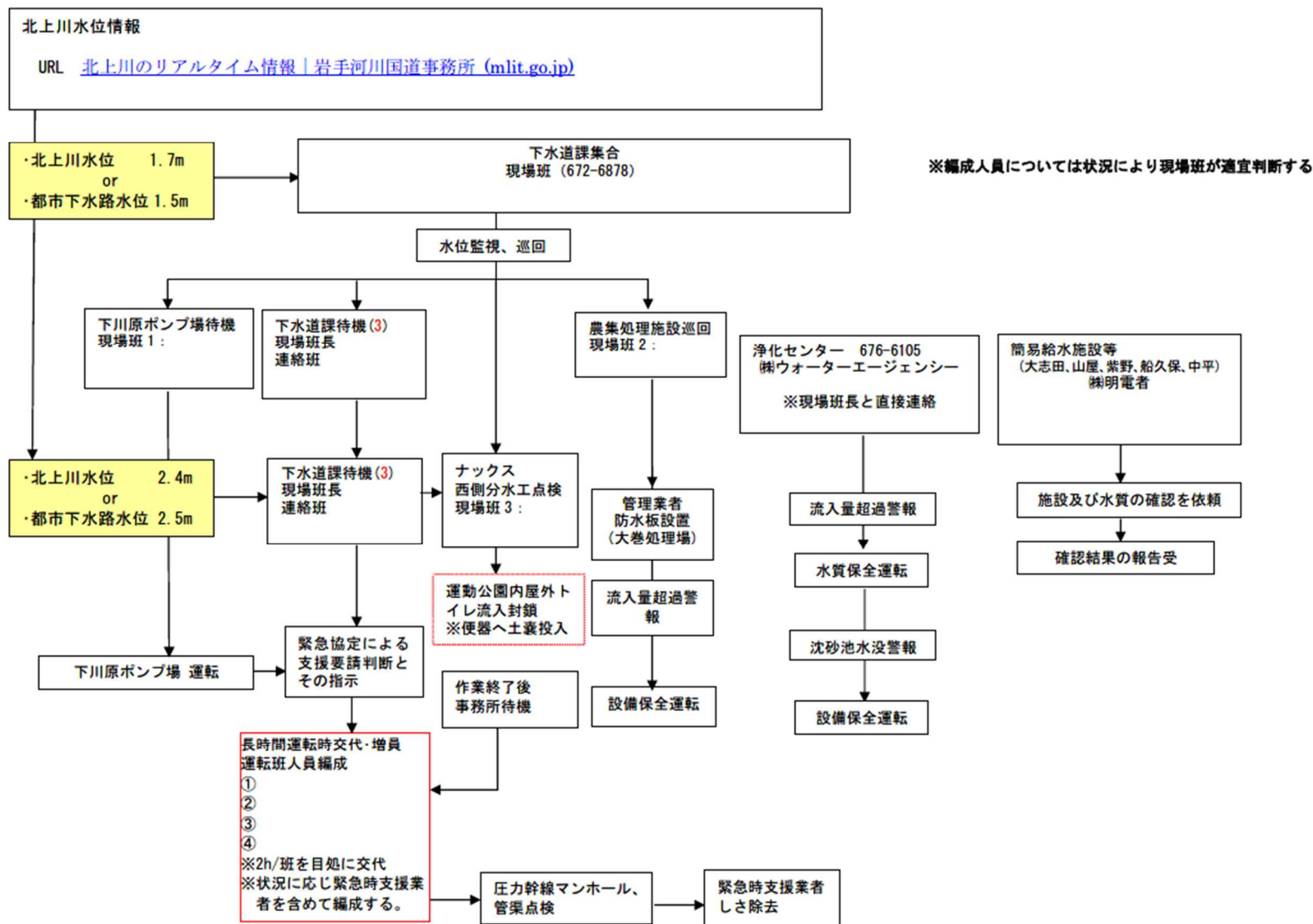
下川原ポンプ場の運転を開始し、災害警戒本部に連絡する。  
 現場班長の指示により連絡班は事務所に待機し、連絡調整及び現場班の応援を行う。  
 北上川水位が2.4mに達した場合は岩手工事事務所盛岡出張所に連絡する。  
 岩手県河川国道事務所盛岡出張所 TEL 019-636-0368

#### 4. 事務所待機者の業務

課長、現場班長、連絡班は初動から作業終了後までの行動及び各処理場、ポンプ場の状態を時系列で整理するとともに、北上川の水位とダム放流量及び降雨量の推移を整理する。

下川原ポンプ場が長時間運転となる場合、A重油の補給、しさ上げ作業員の増員、夜間運転に伴う投光器、分土工の土嚢設置指示等を各現場班と連絡をとりながら把握するとともに、必要な場合は緊急協定に基づき機材供給や人員確保を図る。

### 降雨等による河川増水時出動体制



### 3.5 降灰被害が発生した場合

1. 気象情報等の確認  
降灰予報等を確認し、必要な対策を実施します。
2. 被害状況等の情報収集  
下水道施設被害状況等の収集を行い、被害状況確認に関して職員のみで発災当日に対処できること、できない項目を抽出し、外部への支援要請が必要か否かを検討する。
3. 災害対策本部及び県（下水道）等へ対応体制や既に判っている被害の概況等の速報を連絡し、被害状況が分かり次第、随時報告する。

### 3.6 降灰被害が発生した場合の行動内容

1. 処理場との連絡調整  
処理場・ポンプ場の被害状況を確認  
停電、交通障害に備え、処理場・ポンプ場の非常用発電設備燃料や消毒設備等の薬品類を調達する。
2. 関連部局との連絡調整  
降灰除去当に関して、関連する行政部局と調整を行う。
3. 管路清掃業者との連絡・協力体制の確認  
火山灰の流入による管路の閉塞に備えて、管路清掃業者との協力連絡を行う。
4. 災害対策本部との連絡調整  
災害対策本部及び県（下水道）への被害状況、対応状況、復旧見込み等を連絡する。  
被害状況に応じて下水道の使用自粛を要請。
5. 処理場の降灰対策  
屋外設備、曝気用ブロワ等の対策（フィルター閉塞対策）で養生、清掃  
場内の降灰除去作業への準備を行う。

## 4 事前対策計画

### 4.1 実施時期の予定一覧

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者	備考
代替拠点	代替対応拠点の確保、調整、整備	代替拠点の情報資料の確認、スペース及びライフラインの確保などが不明な状況	代替対応拠点である浄化センターにおいて情報資料の格納箇所確認と本部等設置スペース、ライフラインの確保を実施	代替対応拠点で、対策本部の速やかな設置が可能、非常時業務の実施が可能。	実施済	下水道施設係	
資機材	可搬式仮設ポンプ及び発電機の確保	備蓄はなく、緊急時にはリース事業者から借り上げ対応している	緊急時における連絡体制、及び運用方針について周知徹底	可搬式仮設ポンプ及び自家発の早急な手配により、汚水溢水の早期解消が可能となる	実施済	下水道施設係	民間業者と調整
	燃料等の確保	可搬型自家発燃料及び公用車の燃料確保できていない	自家発電機、公用車等の燃料確保を検討	協定の締結により汚水の処理が可能、また被災箇所の点検等も可能となる	実施済	下水道施設係	町対策本部(他部局)と調整・検討
	固形塩素剤の貯蔵		簡易処理への対応として備蓄量と保管方法を検討	消毒処理を1週間から10日維持	実施済	下水道施設係	管理委託事業者と調整
	調査、応急復旧用の資機材の確保		民間業者との協定を締結し必要資機材を確保	非常時対応が可能	実施済	下水道施設係	
重要情報	下水道台帳のバックアップ	紙と電子データで事務所に保管	事務所だけでなく、代替拠点である浄化センターにも保管する	被災時のリスク分散が図られ対応も早くできる	実施済	下水道施設係	
食料等	飲料水、非常食等の備蓄	非常時に業務する職員用の準備が無い。	必要量の精査、把握と保管(管理)方法の検討	非常時の職員への対応が可能	実施済	下水道施設係	町対策本部と調整

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者	備考
設備	作業用PCの停電対策	突然の停電でデータが破損する可能性がある	自家発電装置により、給電し稼働させる。	停電後の給電が可能で、データ破損はない	実施済	下水道 施設係	
	部所内の家具の耐震固定	すべて固定済み	高さ1.5m以上の什器を床や壁に固定	大地震時に什器の転倒を防ぐ	実施済	下水道 施設係	
情報	復旧対応の記録		様式作成	作業向上と今後の対策に反映できる	実施済	下水道 施設係	
	町民への情報提供	広報車やHPを通じて、被災状況や下水道使用制限等を情報提供	情報を入手する方法の周知	全町民へ下水道使用制限等の情報提供可能	実施済	下水道 施設係	町対策本部 と調整
協定	民間企業等との協定締結・見直し	浄化センター管理運転業務は包括委託契約しているが、被災時の検討をしていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化センターの委託業者に対してBCPの対応をお願いする</li> <li>応急対応ができる業者との協定を結ぶ</li> <li>衛生処理業者とも被災時の対応について協定を結ぶ</li> <li></li> </ul>	汚水溢水の解消業務への対応力が向上	実施済	下水道 施設係	
他部局との連携	道路担当との連携	被災時の連絡体制の検討や、作業区分の調整をしていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路担当と共同しての点検調査や情報共有</li> </ul>	<p>被害情報の収集が効率化され応急対応等が早く実施可能</p> <p>相互に道路、下水の調査点検することにより有効なリソース配分が可能</p>	実施済	下水道 施設係	道路管理者 (土木課)と 調整

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	実施 予定 時期	担当者	備考
	放流先管理者との調整	災害時の緊急放流について 未調整である	放流先の水利権者等との緊急 放流に係る取り決めに事前 に行う	流下機能、処理機能の低下 若しくは停止した場合に、 沈殿・消毒処理の汚水を円 滑に放流可能となる	実施済	下水道 施設係	河川管理者 (土木課)と 協議
住民との 協同	住民への情報提供と協力 要請		施設の被災状況や復旧の見通 し、また宅内排水設備の復旧に 関する情報の提供 下水道の使用自粛要請の事前 の検討	住民の不安等が解消され 苦情も少なくなる。 汚水処理施設の復旧促進 が図られる	実施済	下水道 施設係	町対策本部 と調整

## 4.2 実施時期未定の一覧

問題点の内容	現状レベル	当面の対策と効果	検討スケジュール	担当者
紫波浄化センターの耐震診断及び耐震化	H9以前の設計、建設であり未耐震化施設である。東日本大震災では被災は無かった。	施設の耐震診断を実施し、耐震化が必要と診断された場合は、耐震補強工事の計画、施工を実施する	R8に改訂予定のストックマネジメント計画において検討する。	下水道施設係
管渠施設の耐震診断及び耐震化	東日本大震災では被災は無かった。	施設の耐震診断を実施し、耐震化が必要と診断された場合は、耐震補強工事の計画、施工を実施する	R8に改訂予定のストックマネジメント計画において検討する。	下水道施設係

## 5 訓練・維持改善計画

### 5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
参集訓練	・地震・豪雨・降灰を想定した職員の非常参集。	全職員	未定	庁舎	消防防災課 消防防災係
安否確認訓練	・全職員は、携帯電話メールにより安否を連絡。 ・安否確認担当職員は、安否確認の回答をとりまとめ。	下水道課職員	毎年5月	庁舎	下水道施設係
情報伝達訓練	・本部（下水道対策本部）と処理場との情報伝達訓練。 ・岩手中部水道企業団や道路担当課等の関連行政部局との情報伝達訓練。	各担当班の責任者、代理者及び担当者	毎年9月	庁舎	下水道施設係
排水ポンプ操作訓練	・紫波町大雨時業務継続フローによる、排水ポンプ稼働訓練。	下水道課職員	毎年4月	下川原ポンプ場	下水道施設係

## 5.2 維持改善計画

### 5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期	点検実施部署	統括部署
人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更がないか。	年1回 (4月)	下水道施設係	建設部
関係先の人事異動により、電話番号やメールアドレスの変更がないか。	年1回 (4月)	同上	建設部
重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。	年1回 (6月)	同上	建設部
策定根拠となる計画書を変更した場合、計画に関連する文書がすべて最新版に更新されているか。	年1回 (6月)	同上	建設部
下水道台帳を更新しているか。	年1回 (6月)	同上	建設部

## 5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項目

<実施時期：毎年7月頃>

点検項目	点検実施部署	統括部署
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。	下水道施設係	下水道課長
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCP変更の必要の有無を検討したか。	同上	下水道課長
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。	同上	下水道課長
来年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。	同上	下水道課長
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか。	同上	下水道課長
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。	同上	下水道課長
下水道台帳を更新しているか。	同上	下水道課長

### 5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員	下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、重要関係先に対して、一覧表を提出	毎年
岩手県県土整備部	同上	下水環境課計画担当に対して、一覧表を提出	改訂時

## 6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

### 6.1 地震の規模の設定と被害想定

#### 6.1.1 地震規模の設定

想定地震動は、紫波町の地域防災計画で想定している4つの地震動の内、被害が最も大きい北上低地西縁断層群北部地震（M7.4、震度6弱）とする。

地震規模	震度6弱
------	------

## 6.1.2 下水道施設等の耐震化状況

### (1) 既存施設（庁舎、管路、処理場）

#### ① 庁舎（建物）の状況把握

建物の名称	紫波町役場庁舎
-------	---------

項目	結果
庁舎の建築時期	2015.5.7
新耐震基準対応の有無	有
耐震補強の有無	無
耐震診断の結果	未実施
耐震診断・工事等の当面の予定、検討状況	予定なし
洪水ハザードマップによる危険の有無（浸水予想区域内か否か）	予想区域外
津波ハザードマップによる危険の有無	予想区域外

②下水道施設の耐震化状況の把握

a) 管渠（詳細は管渠台帳参照 最新 H26. 3月）

幹線名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			備考
		土木		建築	
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震	
高水寺幹線	S 6 1 以前	×	×	－	耐震設計不明
十日市幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
二日町 1 号幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
二日町 2 号幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
日詰 2 号幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
日詰 3 号幹線	S 6 1 以降	×	×	－	〃
平沢幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
松田幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
北日詰 1 号幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
北日詰 2 号幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
桜町幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
南日詰 1 号幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃
南日詰 2 号幹線	S 6 1 以前	×	×	－	〃

b) 施設（詳細は処理場・ポンプ場平面図参照 最新 H20. 3月）

施設名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG、－：対象外			備考
		土木		建築	
		L1 地震動	L2 地震動	新耐震	
紫波浄化センター管理汚泥棟	S 5 8	○	×	×	平成 25 年度診断済み
同上沈砂池ポンプ棟	S 5 7	×	×	×	〃
同上汚泥処理棟	H 3	○	×	×	〃
同上水処理施設	S 5 7	×	×	×	耐震設計未調査
下川原ポンプ場	H 2 2	○	○	○	平成 24 年改築完了

### 6.1.3 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有無	頻度	方法	保管場所
認可図書	事務所書類棚	下水道課下水道施設係	紙	有り	随時	電子化	事務所
施設平面図	事務所書類棚	下水道課下水道施設係	紙	有り	随時	電子化	事務所
縦断面図	事務所書類棚	下水道課下水道施設係	紙	有り	随時	電子化	事務所
下水道台帳	事務所	下水道課下水道施設係	紙、電子	有り	随時	電子化	事務所
原図	紫波浄化センター倉庫	下水道課下水道施設係	紙、電子	—	—	—	—
受益者負担金等情報	事務所	下水道課下水道経営係	紙	有り	随時	電子化	業務係PC
行政文書データ	事務所書類棚	下水道課下水道経営係	紙	無し			

#### 6.1.4 被害想定

項目		被害想定
庁舎	事務所	平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災の際、紫波町は震度 5 弱を観測。 庁舎はその後の耐震基準により建設されており、事務所内の被害は無いと想定する。
下水道 施設	管路施設	地域防災計画における北上低地西縁断層群北部地震 (M7.4、震度 6 弱) が発生した場合、全体の管路延長の約 3.8% 程度は管路のたるみ、管本体の変形及び破損、継手部のずれ及び亀裂・破損等の被害が発生する可能性がある。  污水管全体 被害率 3.8% (=被害延長 11.1km ÷ 全延長 293.7km) (内訳) 特に重要な幹線等 被害率 2.5% (=被害延長 0.2km ÷ 全延長 8.1km) その他の重要な幹線等 被害率 2.8% (=被害延長 0.7km ÷ 全延長 25.0km) その他の管路 被害率 3.9% (=被害延長 10.2km ÷ 全延長 260.6km)
	・紫波 浄化センター	建屋及び処理施設は、震度 5 弱で被害無しだったので、利用可能。 自家発電装置を設置しているので設備は稼働する。だが燃料は 48 時間分しか保有していないので、2 日以上 of 停電の場合は速やかに給油する必要有り。
要員		家屋倒壊や本人・家族の負傷等により、登庁できない職員が出る。また、公共交通手段の途絶、車両による移動が困難となることが予想され、発災後 1 時間以内に参集可能な職員は全体の 40% 程度と予想される。参集者は徐々に増加し、24 時間後で全体の 80% 程度となる。
ライフ ライン・ インフラ	電力	発災直後は断線などにより電力供給が中断する可能性が高い。 3 日間は、庁舎、処理場に電力供給されない可能性がある。
	水道	断水により 3 日間は、庁舎、処理場に水道供給されない可能性がある。家屋倒壊の場合は使用不可能である。水洗トイレは電力を使用しない物については使用可能。ただし、用水の確保が必要。
	電話 固定電話	NTT 回線は十分に冗長化されており、通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。3 日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。 市内のみに通じるケーブル電話は、停電が復旧すれば使用可能。 家屋倒壊の場合は使用不可能である。

	携帯電話	固定電話と同様に通信網の被害は少ないと思われるが、輻輳により発災当日はほとんど使用できない可能性が高い。3日間程度、電話が掛かりにくい可能性が続くとみられる。 メールは若干遅配する可能性はあるものの、発災後でも送受信可能とみられる。
	道路	発災数日後はガソリンを無駄に使わないよう車の使用を控える傾向があるため、通行車両台数は少ない。登庁するための橋梁の耐震対応は済んでいるが、発生時の車輛の放置や帰宅者の混雑により、相当な時間がかかると想定される。
	鉄道	発災当日はほぼ運休する。庁舎周辺の鉄道路線は1週間程度不通となる区間や折り返し運転されるため、鉄道利用の職員に影響が出る。
その他	広域的な被害	東日本大震災での状況から広域的な被害となった場合、燃料の不足、資材不足、協定を締結している業者の人員不足が生じることが想定される。
	他への応援	下水道被害が小規模の場合、給水・物資運搬や、より甚大な被災地への応援に下水道職員も派遣されることが想定される。
	その他	本部へ泊り込みになった場合、寝袋、毛布、非常食等が必要になる。 燃料の供給不足が想定されるので、公用車の燃料確保が必要になる。 情報共有のため、ミーティングが毎日行なわれる。

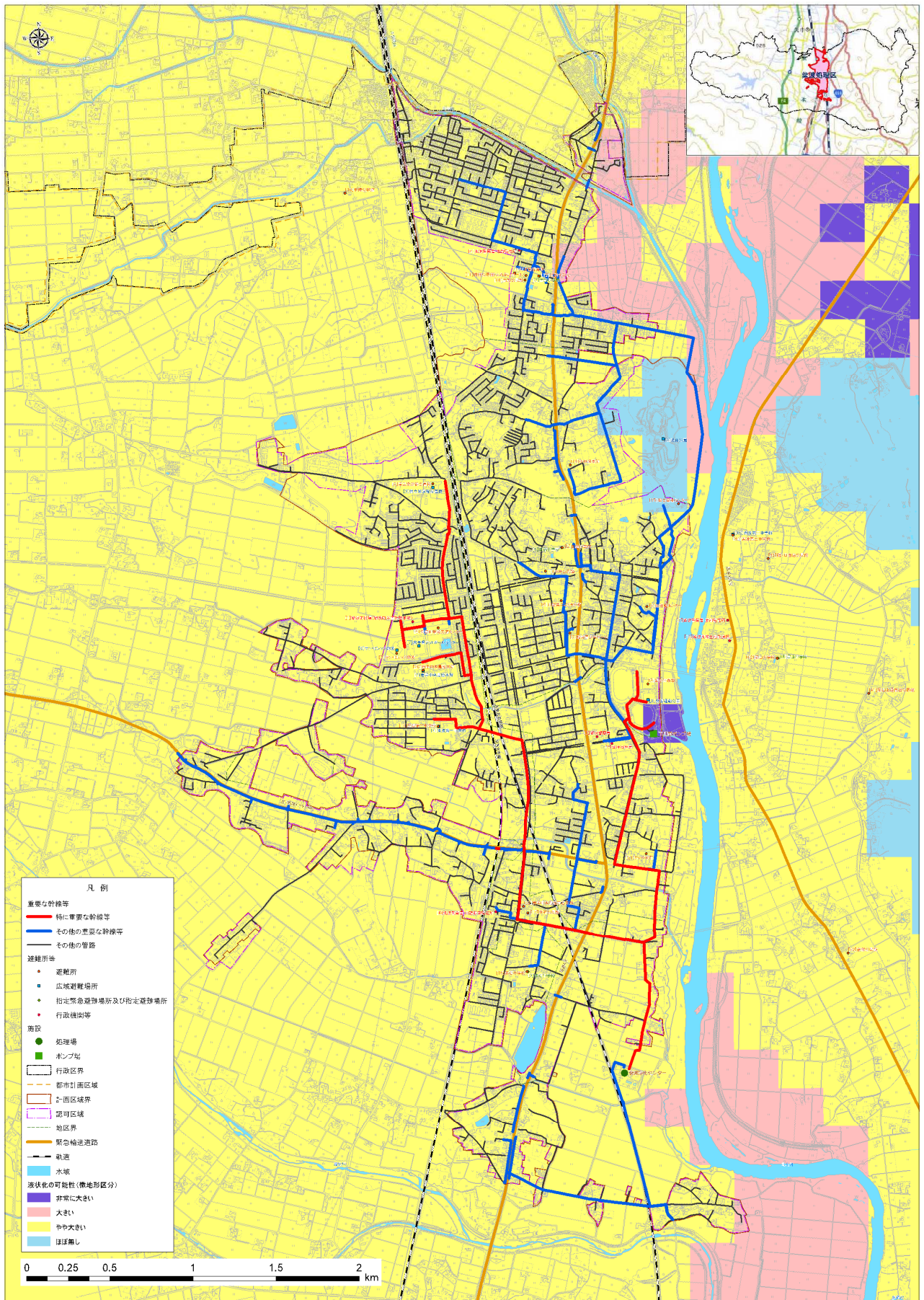


図-1 被害想定図

表-1 管路の重要度分類

単位:m

管材質	総延長	重要度		
		特に重要	重要	その他
塩ビ	169,607	611	6,849	162,147
その他	124,066	7,488	18,146	98,432
計	293,673	8,099	24,995	260,580

表-2 管路の被害想定

単位:m

管材質	総延長	被害延長			
		特に重要	重要	その他	
塩ビ系	169,607	8,651	31	349	8,270
その他	124,066	2,487	150	365	1,971
計	293,673	11,137	182	714	10,242

表 18 液状化危険度別、震度階級別、管種別の平均被害率

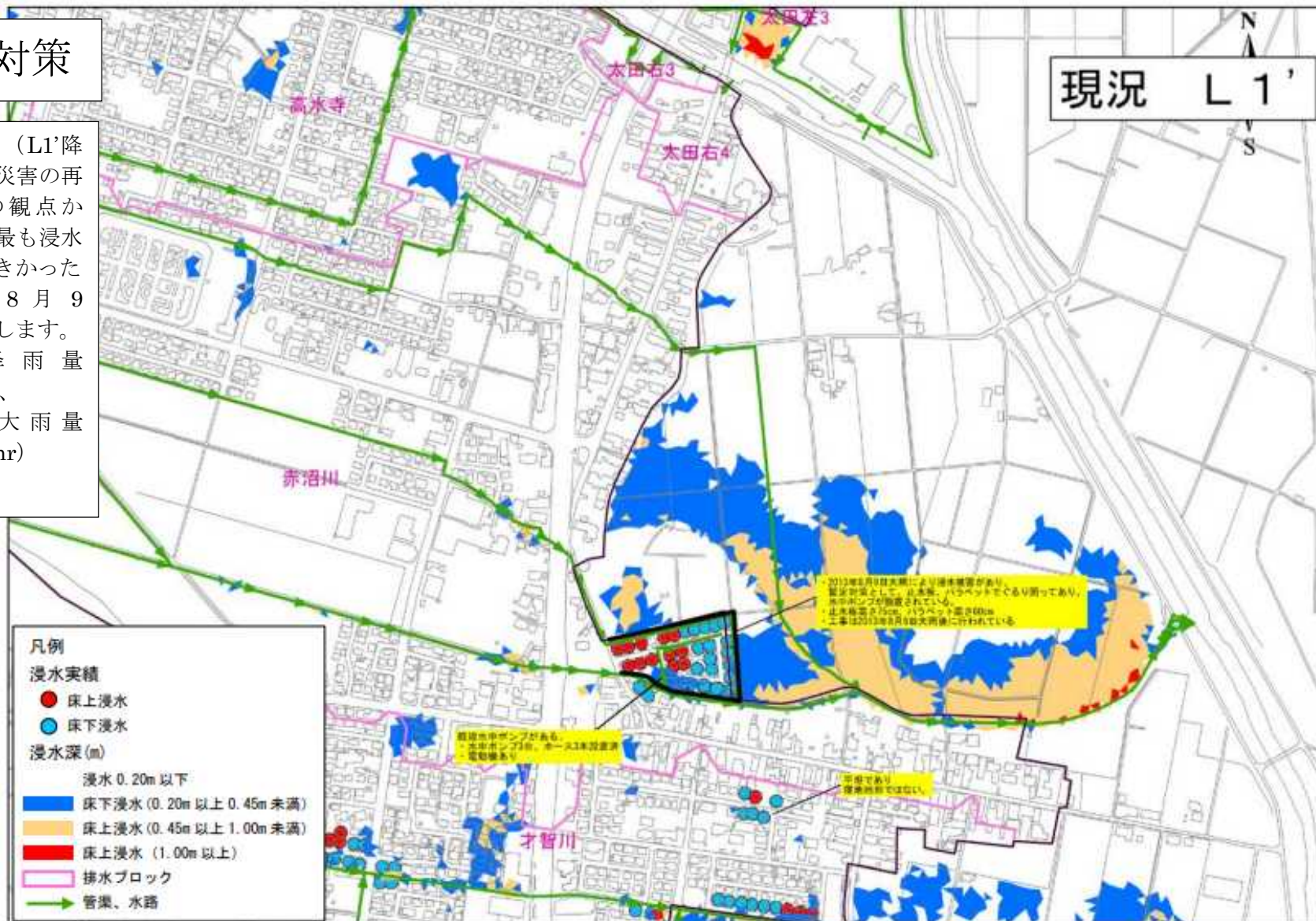
管種	液状化危険度	PL値 計測震度 基準値	震度階級				
			5-	5+	6-	6+	7
塩ビ管 陶管	A~D	ALL	1.0%	2.3%	5.1%	11.3%	24.8%
その他 の管	A	15<PL	0.6%	1.3%	3.0%	6.5%	14.5%
	B	5<PL≤15	0.5%	1.0%	2.2%	4.8%	10.7%
	C	0<PL≤5	0.4%	0.9%	2.0%	4.5%	9.8%
	D	PL=0	0.4%	0.9%	1.9%	4.2%	9.2%

第1回 大規模地震による下水道被害想定検討委員会 (資料-4)

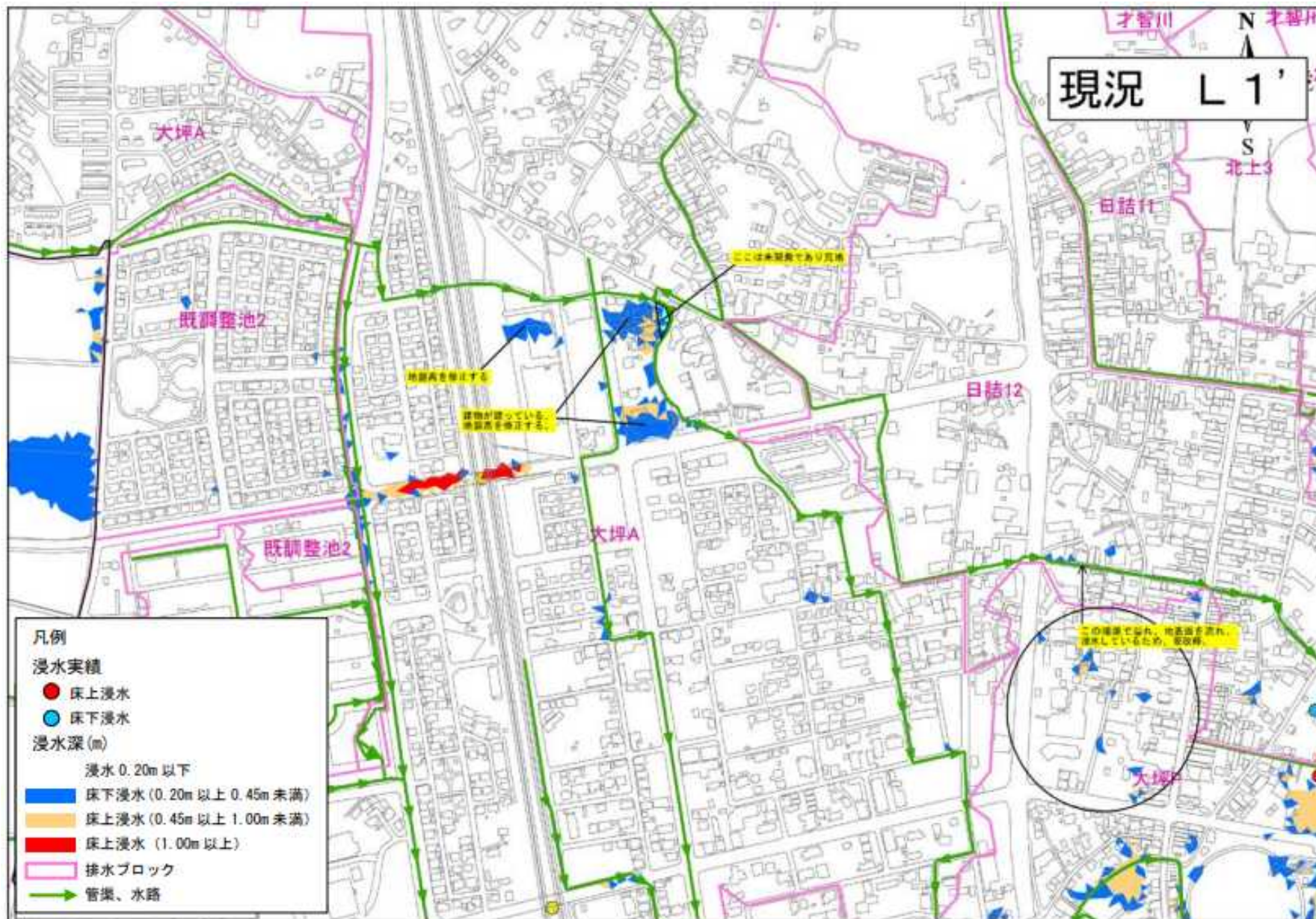
# 浸水対策

照査降雨（L1'降雨）は、災害の再発防止の観点から、近年最も浸水被害が大きかった2013年8月9日降雨とします。  
 （総降雨量211.0mm、時間最大雨量69.5mm/hr）

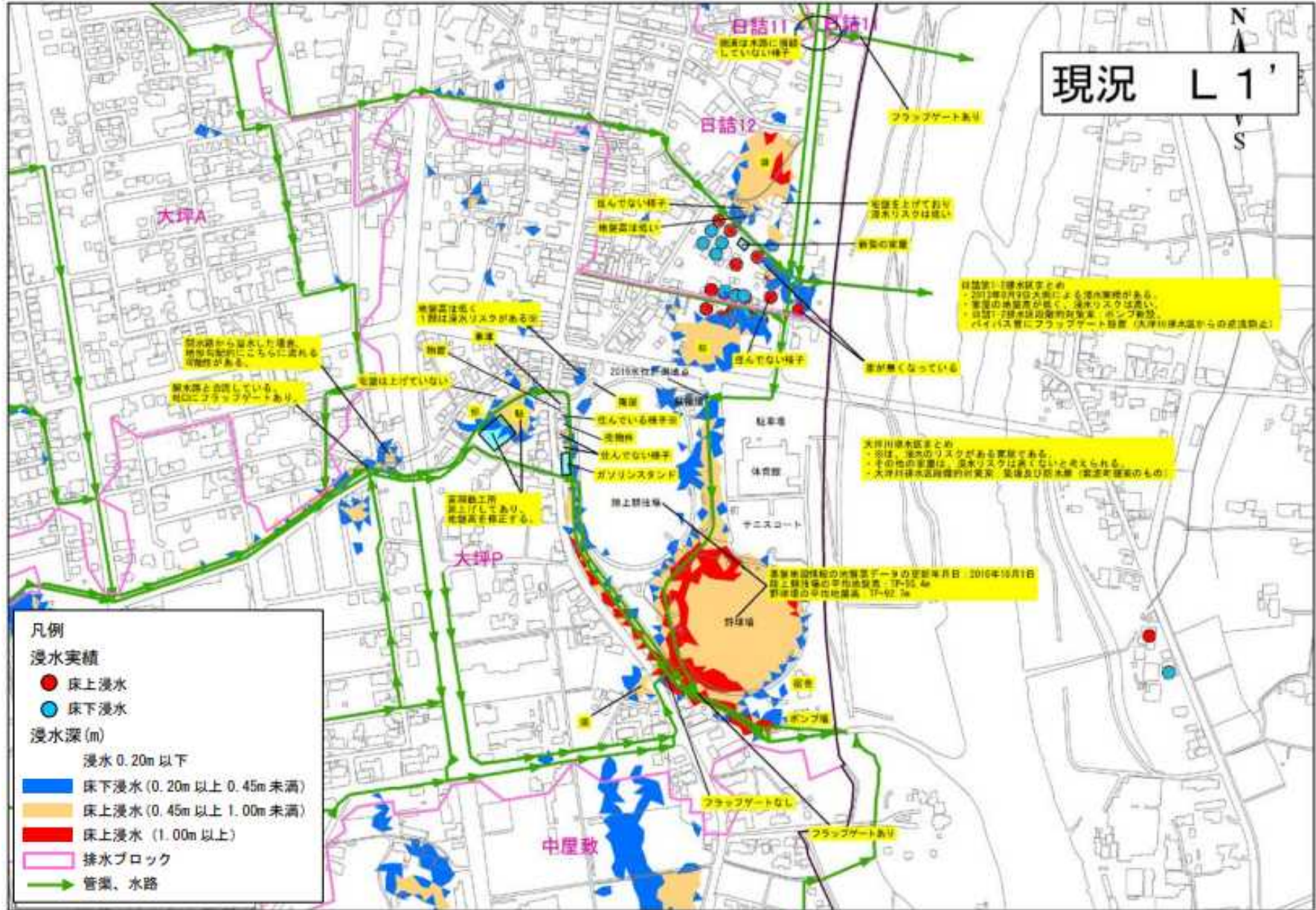
現況 L1'

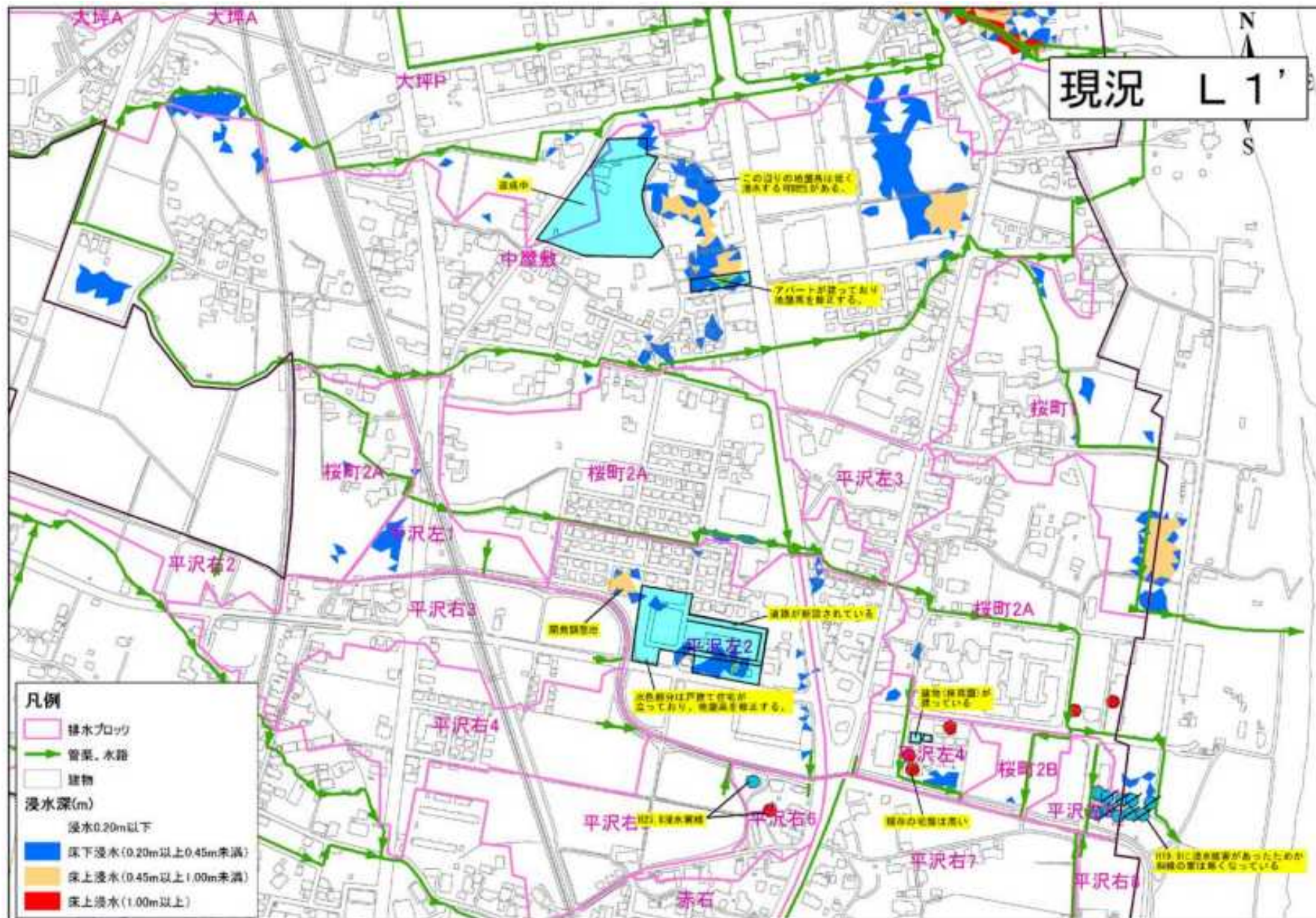


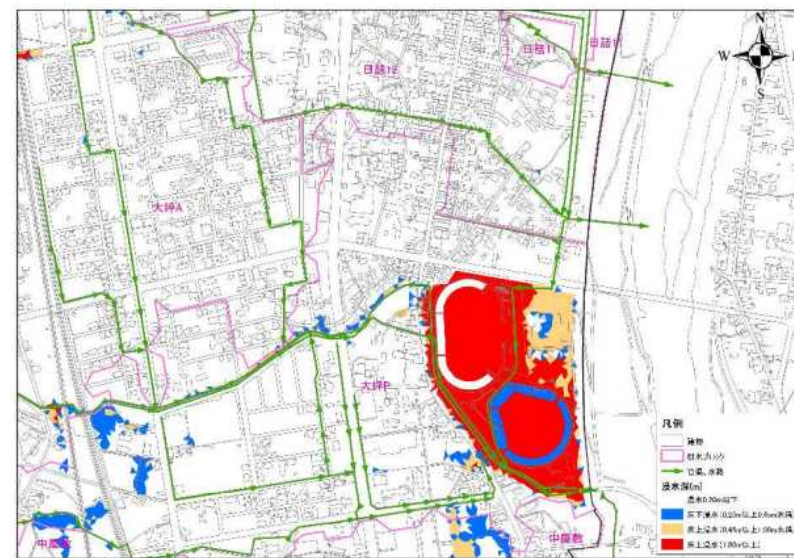
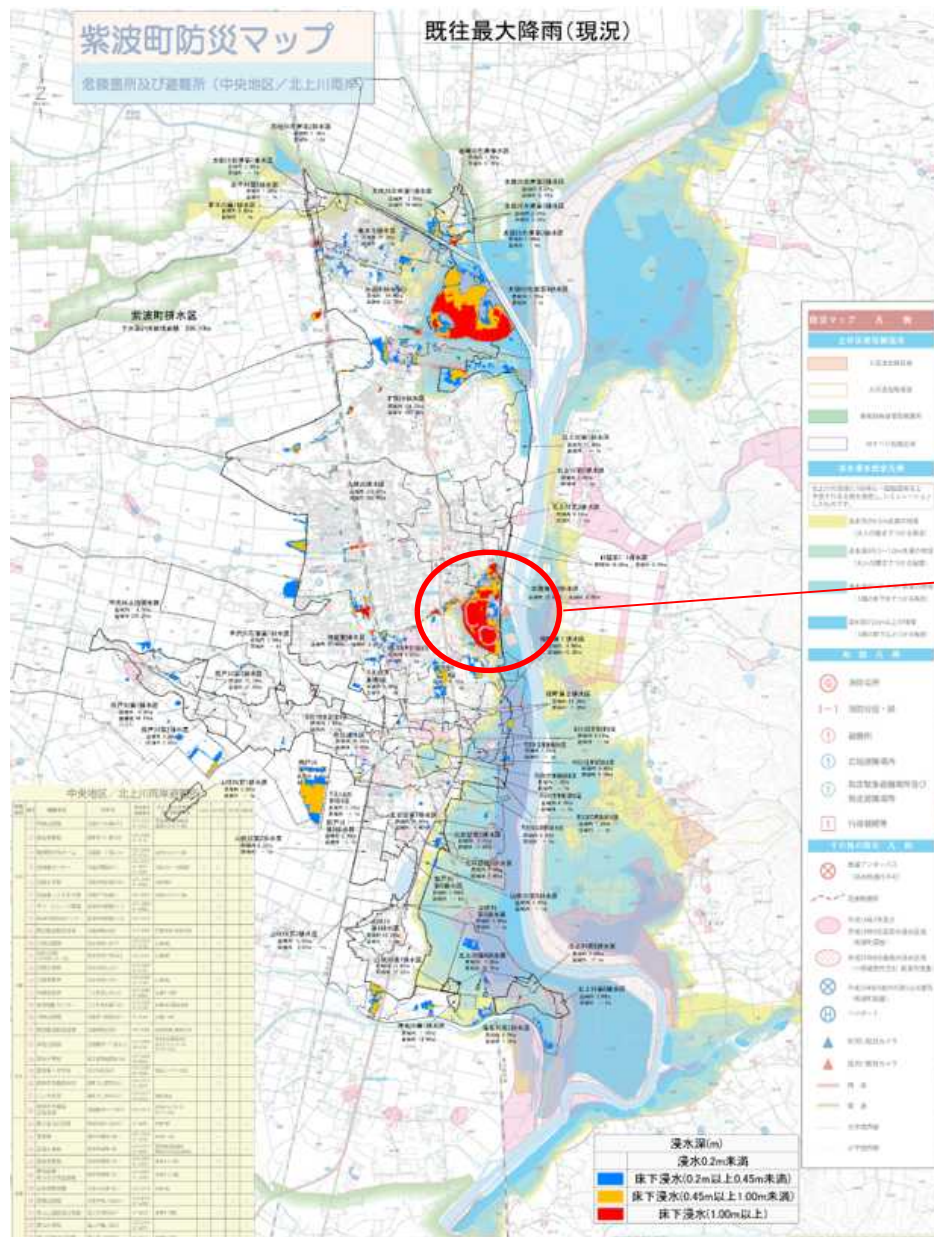










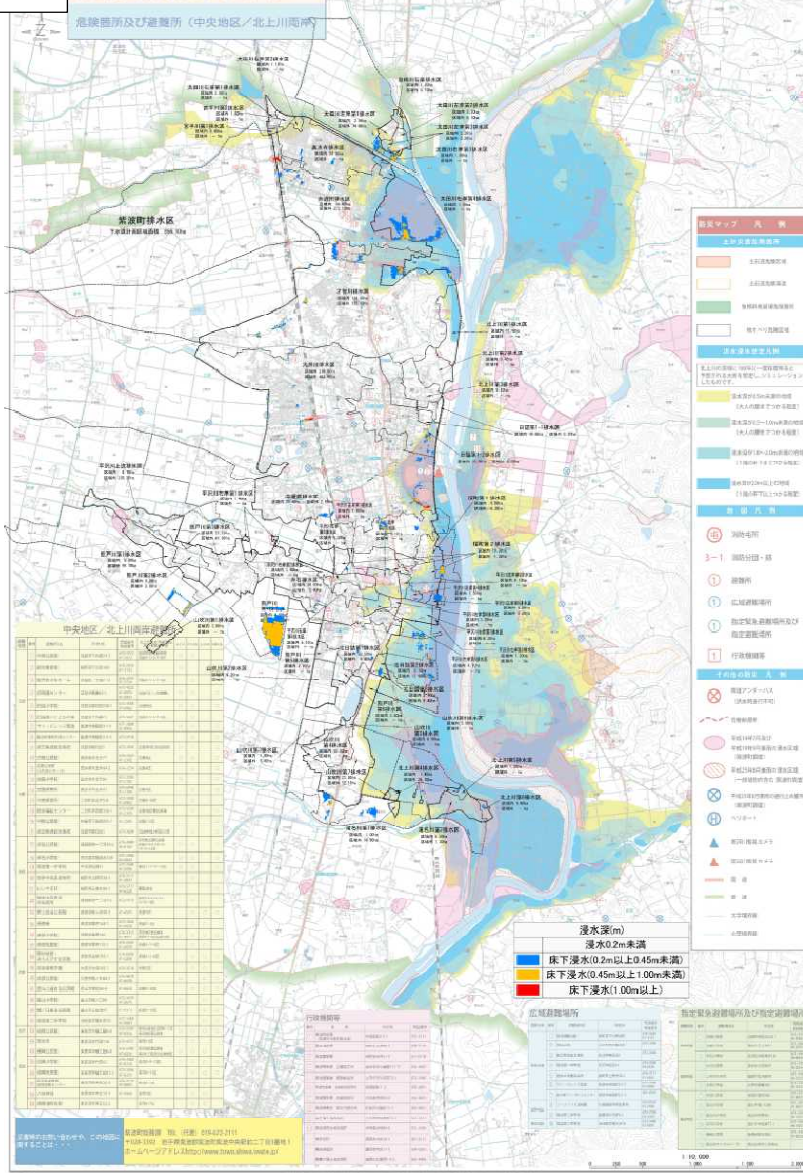


紫波町公共下水道雨水管理総合計画より  
 当面、中期の浸水対策を終えてもシミュレーション結果では、  
 完全に浸水地区の解消となりません。  
 下川原ポンプでの排水が浸水対策の要となる施設であること  
 から、排水ポンプを即時に稼働できる体制を整える必要があります。

内水浸水マップ

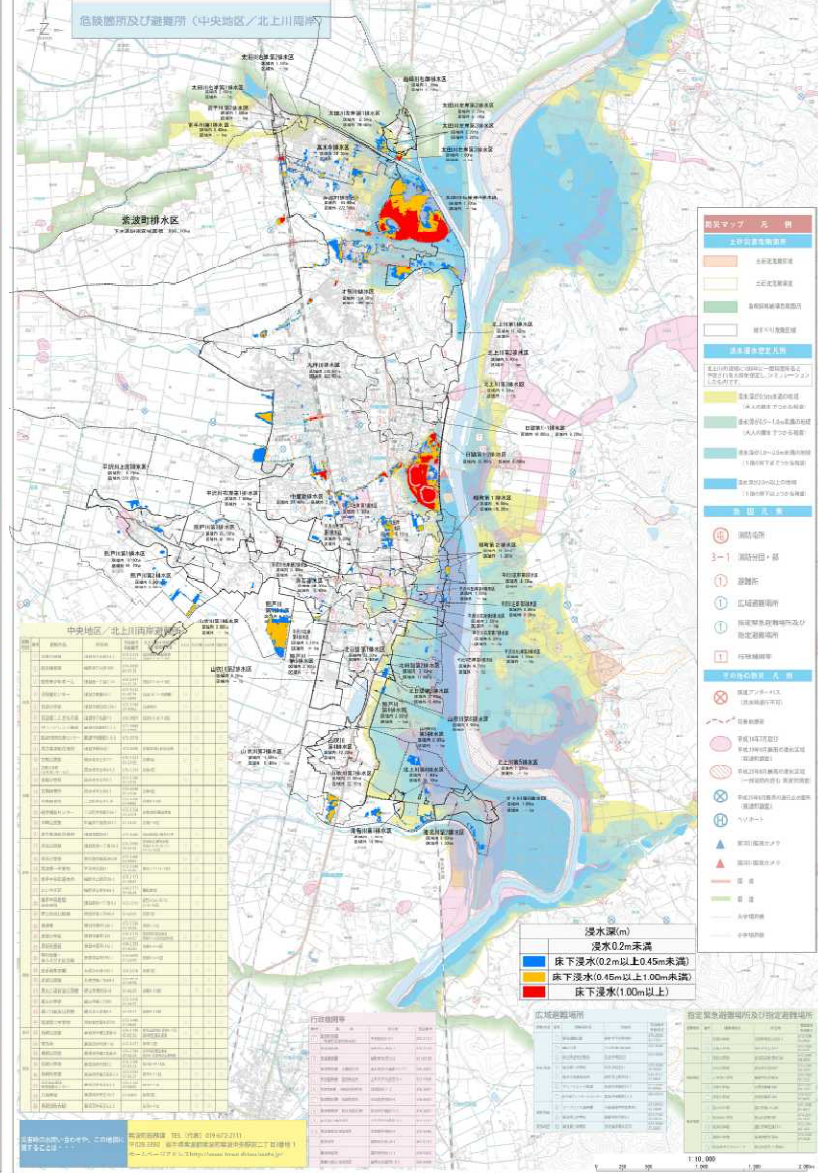
紫波町防災マップ

計画降雨(現況)



紫波町防災マップ

既往最大降雨(現況)



## 6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間

### 6.2.1 優先実施業務の候補と影響度整理表

(1) 優先実施業務の候補の影響度分析・整理表

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容可能 中断時間	現状で 可能な 対応時間	対応の 目標時間
1	下水道対策本部 の立上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎の被害状況を確認。</li> <li>下水道対策本部を立上げ、県に被害の第一報。</li> </ul>	本部立上や初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれ。	3時間～ 6時間	1時間～ 2時間	1時間
2	職員等の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等の参集状況及び安否確認。</li> </ul>	参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障。	3時間～ 6時間	1時間～ 2時間	2時間
3	処理場との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理場の参集人員、被害の概要を把握。</li> </ul>	庁舎・処理場間の連絡調整が遅れることにより、処理場の機能回復に支障。	6時間～ 12時間	1時間～ 2時間	2時間
4	関連行政部局及び 民間企業等との連絡 調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理施設が近接している関連行政部局（上水道、道路担当課等）との共同点検調査の実施を検討。</li> <li>県（下水環境課）へ被害概況等を連絡。</li> <li>緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、上水道、道路担当課等と協議。</li> <li>汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。</li> </ul>	協力体制の確認の遅れや資機材等の調達 の遅れにより、機能回復に支障。	12時間 ～3日	6時間～ 8時間	6時間
5	緊急点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。</li> </ul>	緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ。	12時間 ～3日	12時間	1日

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容可能 中断時間	現状で 可能な 対応時間	対応の 目標時間
6	支援要請	・都道府県や協定先業者に支援要請（人・物等）を行うとともに、受入場所（作業スペース・資機材等の保管場所等）を確保。	支援要請の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ。	7日～ 14日	～1日	1日
7	被害状況等の 情報収集と情報発信	・他部局や住民等からの被害情報を収集整理。 ・その後、被害状況は災害対策本部を通じ、住民やマスコミ等に発信。	被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長。	12時間 ～3日	～1日	1日
8	緊急調査（0次調査）	・重要な幹線等を中心に地上から目視により施設の被害状況の概要を把握し、大きな機能支障につながる二次災害の原因となる被害を発見するために行う。	緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、公衆衛生上の問題等が発生。 緊急調査は、短時間（1日程度）で被害の概要を把握し、被災箇所を特定することが重要である。	12時 間～7日	1日 （但し夜間の 場合は時間を 要する）	1日
9	汚水溢水の解消	・汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車等を設置。	溢水による疫病発生の拡大が懸念。	3時間 ～7日	3日～6日 （但し夜間の 場合は時間を 要する）	3日
10	一次調査	・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施。 ・一次調査は、二次調査の必要性の判断や復旧計画立案に必要な情報を得ることを目的とする。	応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。	7日～ 14日	39日 （但し夜間の 場合は時間を 要する）	7日
11	応急復旧	・被災した管路施設に対して、仮設ポンプの設置、汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	溢水による疫病発生の拡大が懸念。	7日～ 30日	14日～ 28日 （但し夜間の 場合は時間を 要する）	14日
12	浸水被害の防除	・降雨時に浸水被害が懸念される場所に排水ポンプ等を設置。	浸水被害により住民の生命・財産に影響を与えるおそれ。	特定の状況において対応する		

## 6.2.2 優先実施業務を実施・継続する方法の検討整理票

No	優先実施業務	対応の 目標時間	自前、他者への依 頼による実施の可 否	実施方法
1	下水道対策本部の立上げ	1時間	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：庁舎（下水道課） 対応者：責任者（緊急参集者から任命） ただし、夜間休日は、初期参集者が立上げ準備を開始 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報、町対策本部との連絡調整
2	職員等の安否確認	2時間	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：庁舎（下水道課） 対応者：総務班 対応方法：勤務時間中は電話。電話が不通ならば携帯メールで実施 夜間休日は、参集後に、携帯メールで実施
3	処理場との連絡調整	2時間	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：庁舎（下水道課） 対応者：総務班 対応方法：処理場班に電話で被害状況、参集状況等を確認。電話が不通ならば公用車及び徒歩で直接状況確認
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	6時間	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：庁舎（下水道課） 対応者：総務班 対応方法：電話又は携帯メールで実施
5	緊急点検	1日	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：マンホールポンプ場、国道・河川軌道横断部、避難所下流管等 対応者：調査班 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、連絡班を通じて、建設会社に応援を依頼。
6	支援要請	1日	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：庁舎（下水道課） 対応者：総務班 対応方法：電話により県へ連絡。
7	被害状況等の情報収集と情報発信	1日	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・不可	対応場所：庁舎（下水道課） 対応者：情報班 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、町災害対策本部を通じて関連部局からの伝達情報、市民からの通報等による情報を整理。発信情報は下水道対策本部を經由し、極力書面で町災害対策本部へ連絡。

No	優先実施業務	対応の 目標時間	自前、他者への依 頼による実施の可 否	実施方法
8	緊急調査（0次調査）	1日	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：重要な幹線等（優先度が高い路線） 対応者：調査班 対応方法：職員、保有資機材で調査を実施するが、要員及び資機材が不足する場合は、総務班を通じて、協定先業者に応援及び資機材調達を依頼。
9	汚水溢水の解消	3日	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：汚水溢水箇所 対応者：調査班 対応方法：職員及び保有資機材により現地に対応。要員及び資機材が不足する場合は、総務班を通じて、建設会社、排水設備業者、衛生社に応援及び資機材調達を依頼。
10	一次調査	7日	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：区域全体（優先度が高い幹線からの調査） 対応者：調査班 対応方法：支援部隊の職員とともに保有資機材・調達資機材で実施。
11	応急復旧	14日	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：被災箇所 対応者：調査班 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を依頼し実施する。
12	浸水被害の防除  表面雨量指数基準 6 に達すると予想される場合 土壌雨量指数基準 75 に達すると予想される場合	—	自前：可・ <del>不可</del> 他者：可・ <del>不可</del>	対応場所：被災箇所 対応者：調査班 対応方法：支援部隊の職員等とともに設計を行い、建設会社、メーカー等に業務を依頼し実施する。

※1 大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 表面雨量指数基準 6 に達すると予想される場合 土壌雨量指数基準 75 に達すると予想される場合

※2 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

※3 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標

### 6.3 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表

No	業務名	リソース	必要数量	現状で確保できる数量	代替の可能性
1	下水道対策本部の立上げ	作業員	2人	本部長・副本部長 2人	
		連絡先リスト	有り	有り	
2	被害状況等の情報収集	作業員	2人	情報班 2人	
3	都道府県、市災害対策本部、 関連行政部局への連絡	作業員	2人	総務班 2人	
4	緊急点検 (重要な幹線等を対象)	作業員	2班・4人	調査班 2班・4人	現状における所要日数 0.5日 ①対象延長 33.1km ②原単位 33km/班・日 ③班数 2班・4人(1班あたり2人とする) ④所要日数 0.5日(=①÷②×③)
		一般平面図	有り	有り	
		下水道台帳	有り	有り	
4	緊急調査(0次調査) (重要な幹線等を対象)	作業員	1班・4人	調査班 1班・4人	現状における所要日数 1.0日 ①対象延長 33.1km ②原単位 33km/班・日 ③班数 1班・4人(1班あたり4人とする) ④所要日数 1.0日(=①÷②×③)
		一般平面図	有り	有り	
		下水道台帳	有り	有り	
5	汚水溢水の緊急措置	作業員	○班(○人)	調査班 1班・4人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	一組	10組	
		仮設ポンプ	一台	0台	備蓄は無いことから、必要な場合は協力業者に要請

No	業務名	リソース	必要数量	現状で確保 できる数量	代替の可能性
6	緊急輸送路における 交通障害対策	作業員	—	調査班 4人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		防護柵	—	10組	
7	支援要請及び受援体制の整備	作業員	2人	総務班 2人	
8	一次調査 (全管路を対象)	作業員	6班・24人	調査班 1班・4人	現状における所要日数 39.1日 ①対象延長 293km ②原単位 7.5km/班・日 ③班数 1班・4人 (1班あたり4人とする) ④所要日数 39.1日 (=①÷②×③) ※目標達成日数の7日で、一次調査を終わらせるためには、6班・24人の体制が必要となる。 6.5日 (=293km÷7.5 km/班・日×6班)
		下水道台帳	有り	有り	
9	応急復旧	作業員	—	調査班 4人	人数不足の場合は、支援要請により対応
		仮設ポンプ	—	0台	